

第4章

生活衛生課

生活衛生課は、医薬指導担当、環境衛生担当、食品衛生担当及び庶務・動物衛生担当で組織され、市民の日常生活に密接に関連する医事・薬事、環境衛生、食品衛生、保健栄養並びに狂犬病予防及び動物の愛護・管理等に係る各種の事業を実施した。

1 医事・薬事

(1) 医療機関等の許認可・監視指導

診療所、施術所等医療関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

医事施設への立入調査は有床診療所4件を含む64件実施した。そのうち、診療用エックス線装置の監視指導については、保健対策課の診療放射線技師とともに監視指導を23件実施した。また、衛生検査所の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導も行っており、28年度は6件の立入調査を実施した。

(2) 薬局等の許認可・監視指導

薬局、医薬品販売業等薬事関係施設の許可及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、医薬品等一斉監視指導を2回及び医療機器一斉監視指導を1回実施すると同時に、医薬品等2品目、化粧品2品目及び医療機器1品目を収去し、東京都健康安全研究センターで承認規格試験等を行った。

(3) 毒物劇物販売業者等の許認可・監視指導

毒物劇物販売業の登録及び諸届の取扱い並びに監視指導を行っている。

また、6月には農薬等の一斉指導、10月にはシアン・トルエン一斉監視指導を実施し、毒物劇物販売業者に加え、毒物劇物を業務上使用している工場、学校等に対して毒物劇物の保管管理についての指導を行い、毒物劇物による保健衛生上の危害の防止に努めている。

(4) 医療資格者の免許事務

医師、歯科医師、薬剤師、看護師などの免許の申請受付及び交付を行っている。

(5) 家庭用品対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、健康被害防止のために繊維製品等41検体を販売店から購入し、行政試験を行った。試験結果はすべて適合であった。

(6) 救急医療機関

医療機関から、救急業務に関し協力する旨の申し出があった場合の届出書類の受理及び実地調査等を行っている。平成28年度に救急業務に関し協力する旨の申し出があつて、告示のあった医療機関は1施設であった。

(7) 年末届関係

医療及び公衆衛生の基礎資料を得ることを目的として、医師等の医療資格者は12月末現在における業務の種別等について、隔年毎に届出をすることになっており、保健所では、医療機関等へ届出書類を発送するとともにそれらの受理（回収）を行っている。

医事業事関係施設数及び監視指導件数（表１－１）

（平成28年度）

業績			施設数	新規	廃止	更新	諸届	監視指導	
			28年度末						
病院			42	3	1	・	122	8	
一般診療所			378 (144)	12	12	・	242	37	
		有床	17 (144)	0	1	・	27	4	
		無床	361	12	11	・	215	33	
歯科診療所			283	10	14	・	145	27	
		有床	0	0	0	・	0	0	
		無床	283	10	14	・	145	27	
助産所			14 (4)	1	1	・	5	1	
		有床	2 (4)	0	0	・	3	1	
		無床	12	1	1	・	2	0	
衛生検査所			6	0	0	・	14	6	
施術所	あま指*1、はり、灸		313	18	5	・	61	18	
	柔道整復		154	13	8	・	55	18	
出張施術業務者			280	19	7	・	27	0	
医業類似行為			0	0	0	・	0	0	
歯科技工所			83	3	3	・	9	3	
総数			1,553	79	51	・	680	118	
医薬品	薬局		219	7	10	42	900	148	
	販売業	店舗販売業	83	8	6	12	260	28	
		卸売販売業	38	2	2	7	35	14	
	薬局製剤製造販売業		15	0	1	3	32	4	
	薬局製剤製造業		15	0	1	3	13	4	
	麻薬小売業者		153	12	7	57	389	53	
	向精神薬販売業者		257	・	・	・	0	162	
	覚せい剤原料取扱薬局 *2		219	・	・	・	10	148	
高度管理医療機器販売業・貸与業			159	8	6	52	141	62	
高度管理医療機器販売業			121	7	4	46	152	121	
高度管理医療機器貸与業			1	0	0	0	0	0	
管理医療機器販売業・貸与業			412	3	1	・	7	74	
管理医療機器販売業			764	27	16	・	60	74	
管理医療機器貸与業			2	0	0	・	0	0	
化粧品販売業			340	17	18	0	0	0	
医薬部外品販売業			340	17	18	0	0	0	
毒物劇物	販売業	一般販売業		149	7	5	28	74	60
		特定品目販売業		5	1	1	2	5	2
		農業用品目販売業		8	0	0	0	5	8
	業務上取扱者	届出	電気メッキ業	2	0	0	・	0	2
			金属熱処理業	0	0	0	・	0	0
			運送業	0	0	1	・	0	0
		非届出	工場・研究所	62	・	・	・	・	3
			学校	142	・	・	・	・	0
総数			3,506	116	97	252	2,083	967	

（ ）内は病床数

*1 あま指：あん摩マツサージ指圧

*2 覚せい剤取締法第30条の7の第7号に規定する者の薬局

医療従事者免許受付件数（表１－２）

年 度	区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	視能訓練士	作業療法士	理学療法士	その他免許
27	総 数	870	31	9	118	62	11	399	70	10	43	3	10	37	67	0
28	総 数	901	38	8	129	57	9	409	100	17	18	2	4	45	62	3
	新 規	518	20	6	61	23	4	228	59	12	14	1	4	36	47	3
	籍訂正・書換	336	12	2	62	34	5	162	28	5	4	1	0	7	14	0
	再 交 付	41	3	0	5	0	0	17	13	0	0	0	0	2	1	0
	除 籍 (まっ消)	3	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	3	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

年末届出件数（表１－３）

（平成28年12月31日現在）

区 分	総 数	医 師	歯 科 医 師	薬 剤 師	歯 科 衛 生 士	歯 科 技 工 士	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師
件 数	9,349	1,171	428	1,557	430	85	5,678			

* 2年ごとの届出件数による。

2 薬物乱用防止対策

覚せい剤・大麻・危険ドラッグ等が若年層を中心に氾濫していることから、東京都薬物乱用防止推進八王子地区協議会（以下「薬防協」）の活動を支援する「薬物乱用防止推進サポーター」を活用した啓発を行うとともに、薬物乱用防止啓発ポスター・パンフレットを作製し、市民に対して薬物の危険性等を幅広く周知するなど、薬物乱用の防止対策に努めている。

（１） 薬物乱用防止推進サポーター

市では、市民団体等から推薦された 16 名を薬物乱用防止推進サポーターとして登録し、薬防協指導員の薬物乱用防止教育や啓発活動を支援するとともに、それぞれの地域における啓発活動を強化し、多くの市民に薬物乱用の恐ろしさを訴えた。

薬物乱用防止推進サポーターの主な活動（表 2－1）

啓発活動	啓発内容
健康フェスタ（5 月 15 日）	啓発物資 2,000 部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示
夏休み前における薬物乱用防止啓発キャンペーン（7 月 15 日）	啓発物資 1,800 部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示
いちよう祭り（11 月 20 日）	啓発物資 3,000 部配布、薬物乱用防止ポスター・標語の展示



（２） 薬物乱用防止パンフレット

薬物に関するさまざまな情報が氾濫しその乱用者の低年齢化が進む中で、中学生に向けた啓発に重点を置くこととし、八王子薬剤師会や東京工科大学の学生と連携して市独自の薬物乱用防止パンフレットを作成した。

薬物乱用防止パンフレット（表 2－2）

パンフレット	予定配布先
あなたの夢を叶えるために大切なこと	市内全中学校、各種啓発事業等

3 環境衛生

環境衛生事業は、市民の日常生活に密接な関係をもつ理・美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許認可及び届出受理を行うとともに、立入検査や科学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。また、市民の健康で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。

(1) 施設と監視指導

環境衛生関係施設数・許可・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）（表 3－1）

業 種	施 設 数		新 規	廃 止	諸 届	監視指導
	27年度末 総 数	28年度末 総 数				
総 数	6,349	6,286	125	188	485	749
理 容 所	317	312	20	25	32	125
美 容 所	690	687	45	48	176	266
ク リ ー ニ ン グ	310	307	9	12	19	28
内 一 般	107	103	3	7	7	19
取 次 所	203	204	6	5	12	9
公 衆 浴 場	42	41	1	2	22	48
内 普 通	3	3	—	—	—	3
取 次 所	39	38	1	2	22	45
旅 館 業	64	63	3	4	19	63
内 ホ テ ル	24	23	0	1	10	23
旅 館	35	34	1	2	7	32
簡 易 宿 所	5	6	2	1	2	8
下 宿	—	—	—	—	—	—
内 季 節 営 業 (再 掲)	—	—	1	1	—	1
興 行 場	26	22	—	4	20	11
内 映 画 館	13	9	—	4	13	4
多 目 的 利 用 施 設	8	8	—	—	3	5
そ の 他	5	5	—	—	4	2
内 仮 設 興 行 場	—	—	—	—	—	—
プ ー ル	24	25	11	10	19	43
水 道 施 設	3,067	3,022	26	71	67	110
内 上 水 道	—	—	—	—	—	—
簡 易 水 道	—	—	—	—	—	—
専 用 水 道	35	33	—	2	29	43
簡 易 専 用 水 道	746	735	11	22	23	32
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	577	562	8	23	14	28
特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	1,709	1,692	7	24	1	7
温 泉 利 用 施 設	12	12	—	—	3	9
墓 地 等	1,624	1,618	6	12	7	24
内 墓 地	1,608	1,602	6	12	5	23
納 骨 堂	15	15	—	—	1	—
火 葬 場	1	1	—	—	1	1
特 定 建 築 物	173	177	4	—	101	22

環境衛生関係施設数・届出・廃止・監視指導件数（要綱に基づく施設）（表３－２）

業 種	施 設 数		新 規	廃 止	諸 届	監視指導
	27年度末 総 数	28年度末 総 数				
総 数	895	768	5	132	—	10
コインオペレーションクリーニング	61	64	5	2	—	5
コ イ ン シ ャ ワ ー	—	—	—	—	—	—
飲用に供する井戸等	834	704	0	130	—	5

（２） 環境衛生関係施設の検査

環境衛生関係施設法に基づき、下記施設に対し、室内空気や水質検査等を行った。なお、施設の検査では、施設の状況を的確に把握するため、複数のポイントで測定することがある。ここでいう検査数とは、各測定ポイントのことである。

理容所・美容所の空気検査等（表３－３）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）	
					適 合	不適合	照度	炭酸ガス
理 容 所	95	92	3	95	92	3	—	3
美 容 所	86	84	2	86	84	2	—	2
					基 準		100Lux 以上	0.5%以下

クリーニング所の溶剤検査（表３－４）

検 査	空気検査						水質検査					
	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中	
					適合	不適合					適合	不適合
テトラクロロ エチレン	12	12	—	23	23	—	1	—	1	1	—	1
基 準			50ppm 以下（H28. 9. 30まで） 25ppm 以下（H28. 10. 1以降）				基 準		0.1mg/L 以下			

* 基準はすべて指針値

公衆浴場の水質検査等（表３－５）

業 種	検 査 施設数	適 合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
					適 合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌群	照度	レジオネラ 属菌	遊離残留 塩素
普 通	3	3	—	24	24	—	—	—	—	—	—	—
その他	44	35	9	245	207	38	—	—	2	9	8	25
					基 準		5度以下	25mg/ℓ 以下	1個/㎖ 以下	20Lux 以上	検出され ないこと	0.4mg/ℓ 以上

宿泊施設の浴槽水の水質検査（表３－６）

循環式浴槽を使用している宿泊施設の浴槽水について、レジオネラ属菌の検査を行った。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適数（延べ数）
						レジオネラ属菌
1	1	—	2	2	—	—
基準						検出されないこと

興行場の空気検査等（表３－７）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
				適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん量	照度
9	9	—	22	22	—	—	—	—	—
				基準		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m ³ 以下	*

* 場内において映写中または演技中は0.2Lux 以上、休憩中は20Lux 以上

プールの水質検査等（表３－８）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）								
				適合	不適合	pH 値	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	レジオネラ 属菌	照度	遊離残留塩素	炭酸ガス
29	27	2	83	80	3	—	—	—	—	—	1	3	2	—
				基準		5.8～ 8.6	2度以下	12mg/ℓ以下	検出されないこと	200 個/ml 以下	検出されないこと	100Lux 以上	0.4mg/ℓ 以上	0.15%以下

温泉利用施設の水質検査（表３－９）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	適合	不適合	不適数（延べ数）
						レジオネラ属菌
5	5	—	9	9	—	—
基準						検出されないこと

特定建築物の空気検査等（表３－１０）

事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等、多数の人が利用する建築物のうち、延べ建築面積が 3,000 m²以上（学校教育法第 1 条に規定する学校は 8,000 m²以上）の特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	項目別不適合数（延べ数）						
			温度	相対湿度	気流	浮遊粉じん量	二酸化炭素	一酸化炭素	ホルムアルデヒド
12	8	4	—	3	—	—	4	—	—
管理基準			17℃以上 28℃以下	40～70%	0.5m/秒 以下	0.15mg/m ³ 以下	1000ppm 以下	10ppm 以下	0.1 mg/m ³ (0.08ppm) 以下

(3) 行政による水質検査

専用水道や井戸水などの実態把握のため、行政検査を行った。

専用水道の水質検査（表3-11）

区 分	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）			
					適合	不適合	水質管理目標設定項目（7項目）	要検討項目（12項目）	農薬（15項目）	放射能（2項目）
原 水	5	5	—	5	5	—	—	—	—	—
浄 水	5	5	—	5	5	—	—	—	—	—

井戸水の水質検査（表3-12）

検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適合数（延べ数）					
				適合	不適合	水質基準項目（22項目）	水質管理目標設定項目（6項目）	要検討項目（6項目）	農薬（28項目）	クリプトスピリジウム指標菌（2項目）	放射能（2項目）
5	3	2	5	3	2	2	—	—	—	2	—

(4) 衛生管理講習会

各環境衛生施設の衛生水準の向上を図るため、施設の衛生管理講習会を開催した。

衛生管理講習会（表3-13）

	対 象	回数	内 容	受講者数
1	プールの管理者	1	プールの安全管理と衛生管理について	90
2	子ども施設の管理者	1	小規模プールの衛生管理、感染症の基礎知識について	70
3	理容所の経営者	1	理容所の衛生管理、健康づくりについて	131
4	美容所の経営者	1	美容所の衛生管理、健康づくりについて	171
5	旅館業の経営者	1	国際テロ情勢、受動喫煙、施設の衛生管理等について	27
6	特定建築物の管理者	1	建築物の排水・通気の維持管理について	101
7	理美容所の経営者	1	理美容所の衛生管理、健康づくりについて	33

(5) 苦情と相談

内容別相談件数（表3-14）

総 数	営 業 関 係			飲 料 水					その他
	六法*	その他（特定建築物含む）	計	水道法適用施設	特定小規模貯水槽水道	特定外小規模貯水槽水道	飲用に供する井戸等	計	
1,448	669	494	1,163	138	64	14	57	273	12

* 六法：理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法

(6) 室内環境対策

健康づくりや快適な居住環境の確保のため、ダニ・カビの発生、有害化学物質などに関する相談に対し、助言・指導を行った。

室内環境対策（表 3－15）

住まい方相談	有害化学物質	その他の空気環境	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	合 計
相 談 件 数	14	10	4	269	9	13	319
調 査 件 数	2	—	—	26	1	2	31

(7) 飛散花粉数調査

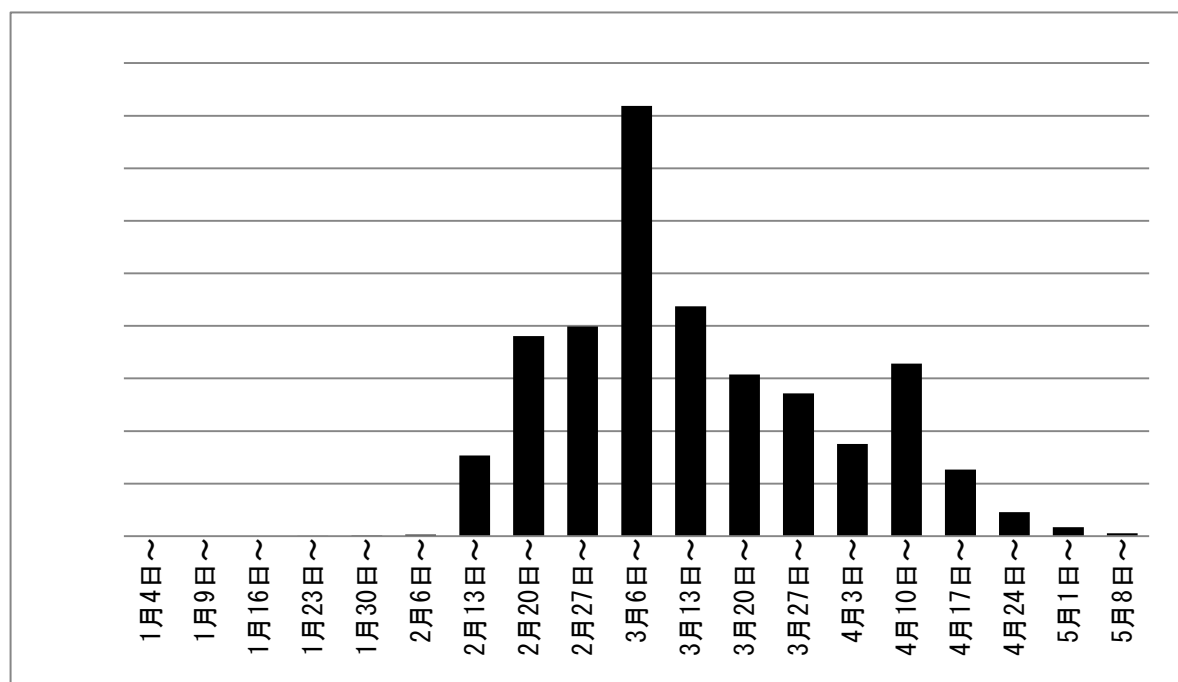
花粉症対策の基礎資料とするため、八王子市保健所を観測点として、スギ、ヒノキ、ブタクサ等の飛散花粉数を調査した。

平成29年春（平成29年1月4日から5月17日までの間）の八王子の観測点でのスギ・ヒノキ科合計飛散花粉数は3471.6個/cm²を観測し、昨春の約6割の飛散となった。

都内のスギ、ヒノキ科合計飛散花粉数は昨春の約6割であり、過去10年間で4番目に少なく過去10年間の平均の約6割だった。

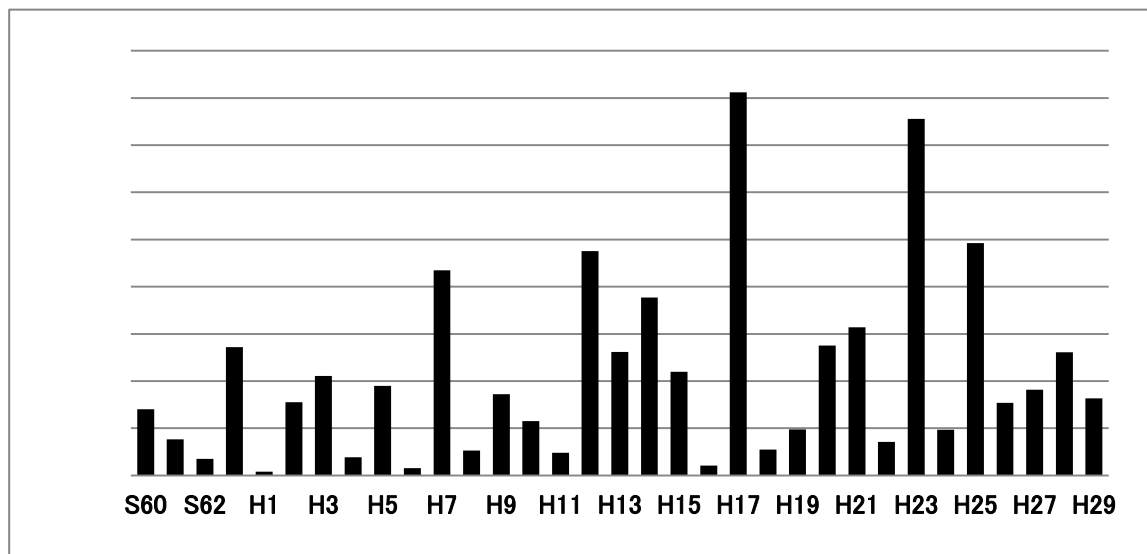
八王子観測点のスギ・ヒノキ科合計飛散花粉数（週別）（図 3－1）

（個/cm²/週）



都内の観測地点の平均値（年別）（図 3－2）

（個/cm²/シーズン）



4 食品衛生

(1) 食品衛生

飲食物によって起こる食中毒等衛生上の危害の発生を未然に防止し、食品衛生の安全を図るため、食品衛生法等に基づく営業の許可、これらの施設に対する監視指導、食中毒を起こしやすい業種の重点監視及び市民祭、祭礼等の出店監視を行い、あわせて食品等の収去検査を実施した。また、衛生講習会を実施し、食品関係営業者等の衛生知識の普及向上に努めた。

(2) 保健栄養

健康増進法に基づき、特定給食施設に対して適切な栄養管理ができるように必要な指導・助言やスキルアップ・情報提供等を目的とした講習会を開催した。

また、食品表示法の保健事項や健康増進法の虚偽誇大広告に関する監視指導及び相談業務を行った。

(3) 営業施設、許可数、監視指導件数

食品衛生法第52条に規定する営業（表4－1）

区 分		27年度末 営業所数	28年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
				新 規	更 新		
合 計		8,393	8,343	743	846	793	2,374
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	46	44	1	9	3	16
	バー・キャバレー	234	223	24	14	35	40
	一 般 飲 食 店	3,277	3,252	291	336	316	859
	民 生 食 堂	—	—	—	—	—	—
	す し 屋	128	115	2	11	15	33
	そ ば 屋	118	111	2	9	9	15
	仕 出 し 屋	39	42	3	1	—	9
	弁 当 屋	170	167	28	15	31	80
	そ う 菜 店	140	141	11	20	10	74
	コンビニエンスストア等	17	16	—	1	1	1
	移 動	2	2	—	—	—	—
	臨 時	333	359	44	33	18	77
	許可ある集団給食	271	283	26	27	14	90
	自 動 車	95	97	17	6	15	23
	自 動 販 売 機	38	50	15	—	3	15
	天 ぷ ら 船	—	—	—	—	—	—
	屋 形 船	—	—	—	—	—	—
小 計		4,908	4,902	464	482	470	1,332
喫 茶 店 営 業	店 舗	63	65	10	5	8	17
	自 動 販 売 機	608	576	27	80	59	109
	自 動 車	3	2	—	—	1	—
	小 計	674	643	37	85	68	126

区 分		27年度末 営業所数	28年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
				新規	更新		
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	145	147	12	17	10	48
	生 菓 子 製 造 業	147	139	9	16	17	59
	その他の菓子製造業	289	280	28	34	37	100
	移 動 機 車	—	—	—	—	—	—
	臨 時 雇 用 業	86	90	8	11	4	19
	自 動 車	34	41	12	3	5	14
小 計		701	697	69	81	73	240
あ ん 類 製 造 業		3	3	—	—	—	2
アイスクリーム類製造業		63	62	1	4	2	15
乳 処 理 業		—	—	—	—	—	—
特別牛乳さく取処理業		—	—	—	—	—	—
乳 製 品 製 造 業		6	5	—	—	1	8
集 乳 業		—	—	—	—	—	—
乳 類 販 売 業	専 業	30	30	1	5	1	8
	ショークース売り	601	598	48	51	51	163
	自 動 販 売 機	281	278	16	38	19	54
	移 動 販 売 車	8	8	—	—	—	—
小 計		920	914	65	94	71	225
食 肉 処 理 業		12	13	2	2	1	7
食 肉 販 売 業	一 般 販 売	123	119	3	21	7	77
	包 装 機 車	341	341	37	23	37	76
	自 動 販 売 機	—	—	—	—	—	—
	移 動 販 売 車	3	3	—	—	—	—
小 計		467	463	40	44	44	153
食 肉 製 品 製 造 業		7	8	1	2	—	6
魚 介 類 販 売 業	一 般 販 売	149	144	5	23	10	90
	包 装 機 車	320	324	46	18	42	82
	移 動 販 売 車	5	5	—	—	—	—
	小 計	474	473	51	41	52	172
魚 介 類 せ り 売 業		1	1	—	—	—	—
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		7	8	1	—	—	13
食 品 の 放 射 線 照 射 業	凍 藏 業	11	11	—	—	—	13
	冷 凍 業	10	9	—	—	1	—
	小 計	21	20	—	—	1	13
食 品 の 放 射 線 照 射 業		—	—	—	—	—	—
清 涼 飲 料 水 製 造 業		7	7	1	—	1	4
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		—	—	—	—	—	—
氷 雪 製 造 業	氷 雪 製 造 業	—	—	—	—	—	—
	自 動 角 氷 製 造 機	—	—	—	—	—	—
	自 動 販 売 機	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
氷 雪 販 売 業		5	5	—	—	—	—
食 製 品 業	動 物 性 油 脂	2	2	—	—	—	1
	植 物 性 油 脂	1	2	1	—	—	1
	小 計	3	4	1	—	—	2
マーガリン又はショートニング製造業		—	—	—	—	—	—
み ぞ 製 造 業		—	—	—	—	—	—
醬 油 製 造 業		—	—	—	—	—	—

区 分	27年度末 営業所数	28年度末 営業所数	営 業 許 可		廃業数	監視件数
			新規	更新		
ソ ー ス 類 製 造 業	3	3	—	—	—	1
酒 類 製 造 業	2	1	—	—	1	—
豆 腐 製 造 業	19	16	—	2	3	16
納 豆 製 造 業	1	1	—	1	—	1
め ん 類 製 造 業	34	36	3	3	1	12
そ う ざ い 製 造 業	46	49	6	2	3	20
かん詰又はびん詰食品製造業	4	4	1	2	1	3
添 加 物 製 造 業	5	5	—	1	—	3

東京都食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業（表４－２）

区 分			27年度末 営業所数	28年度末 営業所数	許可件数		廃業数	監視件数
					新 規	更 新		
食 品 製 造 業 等 取 締 条 例 等 に 関 する 営 業	行 商	弁 当 等 人 力	7	7	—	—	—	—
		菓 子	3	2	2	・	3	—
		豆腐及びその加工品	1	—	—	・	1	—
		弁 当 類	16	・	・	・	16	・
		ゆ で め ん 類	—	—	—	・	—	—
		そ う 菜 類	—	—	—	・	—	—
		アイスクリーム類	—	—	—	・	—	—
		魚介類及びその加工品	3	1	1	・	3	1
		小 計	30	10	3	—	23	1
	つ け 物 製 造 業	製 菓 材 料 等 製 造 業	24	23	2	2	3	7
		粉 末 食 品 製 造 業	5	4	—	—	1	2
		そ う 菜 半 製 品 等 製 造 業	12	13	1	—	—	2
		調 味 料 等 製 造 業	9	9	1	—	1	3
		魚 介 類 加 工 業	31	30	1	1	2	14
		液 卵 製 造 業	3	3	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—	—
	食 料 品 等 販 売 業	店 舗	584	557	38	69	65	182
		包 装	240	256	72	18	56	121
		包 装 （ 一 時 販 売 ）	4	6	2	—	—	2
		自 動 販 売 機	87	92	12	9	7	21
		移 動 販 売 車	12	12	2	—	2	2
		小 計	927	923	126	96	130	328
	卵 選 別 包 装 業 者		2	2	—	・	—	—
	総 計		1,043	1,017	134	99	160	357
ふ ぐ 条 例 営 業	ふ ぐ 取 扱 所		54	49	4	・	9	55
	ふぐ加工製品取扱施設		103	119	24	・	8	47

* 行商（弁当等人力を除く）については、平成28年1月1日～12月31日迄である。

東京都食品製造業等取締条例に規定する営業（集団給食）（表４－３）

区 分		27年度末 営業所数	28年度末 営業所数	報告数	廃業数	監視件数
総 数		313	327	24	10	41
集 団 給 食 施 設	学 校 ・ 幼 稚 園	88	88	3	3	13
	病 院 ・ 診 療 所	23	25	2	—	3
	工 場 ・ 事 業 所	2	2	—	—	1
	児 童 福 祉 施 設	113	116	7	4	15
	社 会 福 祉 施 設	65	70	8	3	6
	ボ ラ ン テ ィ ア 給 食	4	7	3	—	1
	そ の 他	16	17	1	—	2
	給 食 （ 届 出 以 外 ）	2	2	—	—	—

食鳥検査法に基づく食鳥処理場の施設数、許可、廃業及び監視指導数（表４－４）

区 分	27年度末 営業所数	28年度末 営業所数	許 可 件 数	休止数	廃業数	監視件数
食 鳥 処 理 業	3	3	—	1	—	8

八王子市食品衛生法施行細則第５条に規定する営業等（表４－５）

区 分	27年度末 営業所数	28年度末 営業所数	報 告 件 数	廃業数	監視件数
総 計	5,651	5,633	132	—	704
許可を要しない食品製造業	製粉・精米・精麦業	111	111	—	3
	つけ物製造業	30	30	—	—
	その他の一般食品	32	32	—	—
	食品製造業乳肉食品	—	—	—	—
	小 計	173	173	—	3
許可を要しない食品販売業	魚介類加工品販売業	677	675	13	72
	乳製品販売業	704	702	13	72
	アイスクリーム類販売業	851	849	13	72
	野菜果物販売業	589	587	13	71
	菓子（パンを含む）販売業	1,020	1,018	13	73
	主食販売業	168	166	13	71
	酒類・調味料販売業	385	383	13	74
	その他の食品販売業	179	177	13	74
	小 計	4,573	4,557	104	579
器具容器包装おもちゃ	食器具容器包装製造業	—	—	—	—
	食器具容器包装販売業	214	212	13	50
	おもちゃ製造業	—	—	—	—
	おもちゃ販売業	221	219	13	48
	小 計	435	431	26	98
添加物製造業		—	—	—	—
添加物販売業		470	472	2	24
乳さく取業		—	—	—	—

(4) 食品検査等

食品別収去検査（健康安全研究センター等送付分）（表４－６）

項目 食品分類		合 計			細菌検査			化学検査		
		合計	良	不良	合計	良	不良	合計	良	不良
27 年度管内総数		192	192	—	122	122	—	70	70	—
28 年度管内総数		195	195	—	120	120	—	75	75	—
魚介 類等	魚 介 類	8	8	—	8	8	—	—	—	—
	魚 介 類 加 工 品	11	11	—	5	5	—	6	6	—
冷凍 食品	無 加 熱 摂 取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前加熱済 ・ 加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	凍結前未加熱 ・ 加熱後摂取	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	生 食 用 冷 凍 鮮 魚 介 類	—	—	—	—	—	—	—	—	—
肉 ・ 卵 類 及 び そ の 加 工 品		17	17	—	13	13	—	4	4	—
乳 ・ 乳類等	牛乳 ・ 加工乳 ・ その他の乳	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 類 加 工 品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アイスクリーム類 ・ 氷菓	5	5	—	5	5	—	—	—	—
農産 物等	穀 類 及 び そ の 加 工 品	5	5	—	1	1	—	4	4	—
	野菜類 ・ 果物及びその加工品	24	24	—	12	12	—	12	12	—
菓 子 類		33	33	—	20	20	—	13	13	—
飲料 ・ 氷雪 ・ 水	清 涼 飲 料 水	12	12	—	6	6	—	6	6	—
	酒 精 飲 料	2	2	—	—	—	—	2	2	—
	氷 雪	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他 の食品	缶 詰 ・ び ん 詰	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	調 味 料	9	9	—	2	2	—	7	7	—
	そうざい類及びその半製品	52	52	—	39	39	—	13	13	—
	上 記 以 外 の 食 品	17	17	—	9	9	—	8	8	—
添加物	別表第 2 の添加物及び製剤	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 添 加 物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
器具等	器 具 及 び 容 器 包 装	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	お も ち や	—	—	—	—	—	—	—	—	—

* 検査項目について

細菌検査

一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、セレウス菌、腸管出血性大腸菌等

化学検査

保存料、甘味料、着色料、漂白剤、残留農薬、酸化防止剤、アレルギー物質等

ただし、検査対象品目により検査項目は異なります。

イ 食品・器具・手指の検査

食中毒の発生しやすい夏期を中心に、飲食店営業（すし屋、弁当屋等）や食肉販売業、魚介類販売業などに立入調査を行い「手指」などの細菌汚染状況を検査した。また、検査を実施したすべての業者には衛生講習会を実施し、検査結果に基づき衛生指導等を行った。

食品・器具・手指の検査（保健所実施分）（表４－７）

年度	区 分		検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
				良	不 良	良	不 良
27	管 内 総 数		629	603	26	—	—
28	管 内 総 数		501	474	27	—	—
	内 訳	手 調 理 器 具	247	224	23	—	—
		食 品	254	250	4	—	—
		そ の 他	—	—	—	—	—
			—	—	—	—	—

（５） 食中毒

ア 食中毒発生状況

平成28年度は6件の食中毒事件が発生した。病因物質はノロウイルス、カンピロバクター、ウエルシュ菌及びアニサキスであった。

食中毒発生状況（表４－８）

総 数		内 訳				
27年度	28年度	発生年月日	原因施設	原因食品	原因物質	患者数／喫食者数
5件	6件	平成28年4月18日	飲食店（仕出し）	弁当	ウエルシュ菌	33名/62名
		平成28年8月11日	飲食店（一般）	いわし料理	アニサキス	1名/2名
		平成28年8月12日	飲食店（一般）	焼鳥	カンピロバクター	3名/7名
		平成28年10月2日	飲食店（一般）	会食料理	カンピロバクター	8名/14名
		平成28年11月26日	飲食店（一般）	会食料理	ノロウイルス	8名/9名
		平成29年1月26日	飲食店（一般）	会食料理	ノロウイルス	11名/33名

イ 食中毒関連調査

食中毒等の関連調査として他自治体の依頼により患者調査等を行った。

食中毒関連調査（表４－９）

事 件 数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係			施設関係	総 数	病因菌検出状況	
	総 数	発 病 状 況				不検出	検 出
		非発病	発 病				
39	112	50	62	7	22	7	15

(6) 苦情・相談等

苦情処理件数（表４－１０）

年度	件数	苦 情 内 容										
		異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	カビの 発 生	食品の 取扱い	有症	表示	施設 設備	変色	変質	その他
27	171	8	33	7	2	21	63	4	14	1	2	16
28	144	4	19	5	9	14	49	8	22	2	0	12

* 食品関係業務報告書に記載した件数。苦情内容が複数の場合があるため、件数と一致しない。

相談件数（表４－１１）

合 計	処理の内容	
	電話処理	窓口処理
6,458	2,882	3,576

(7) 講習会

食品衛生実務講習会は、施設の食品衛生責任者、食品衛生管理者、許可不要の集団給食等の管理責任者を対象とした講習会である。

食品衛生実務講習会（Ａ）は、保健所がテーマを企画した特別講習会で講習時間が２時間以上の講習会である。食品衛生実務講習会（Ｂ）は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する講習会で講習時間が１時間以上の講習会である。また、消費者等にも、食品衛生の情報提供の場として講習会を実施した。

講習会開催状況（表４－１２）

年度	区 分	食品衛生実務講習会 （Ａ）	食品衛生実務講習会 （Ｂ）	その他（消費者等）	合計
27	回 数 受講者数	3 594	47 1,686	8 237	58 2,517
28	回 数 受講者数	3 560	44 1,284	6 225	53 2,069

(8) 調理師・製菓衛生師免許

調理師・製菓衛生師免許申請数（表４－１３）

年度	区 分		調 理 師	製菓衛生師
27	管 内 総 数		221	10
28	管 内 総 数		202	15
	内 訳	免 許 申 請	170	14
		免 許 証 書 換 交 付 申 請	11	1
		免 許 証 再 交 付 申 請	21	—

(9) 緑日・祭礼等の一斉監視

緑日・祭礼等の一斉監視件数(表4-14)

区 分	回 数	件 数
緑日・祭礼	11	1,364

(10) 化製場等

「化製場等に関する法律」及び「動物質原料の運搬に関する条例」に基づき、化製場等の監視指導を行った。

化製場・畜舎施設数等及び苦情処理件数(表4-15)

年 度	区 分	総 数	化製場等	動物質原料 運 搬 業	動物質原料 運搬容器数
27	年度末施設数等	2	1	1	5
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—
28	年度末施設数等	1	0	1	3
	施設に関する 苦情処理件数	—	—	—	—

(11) 特定給食施設指導

健康増進法に基づく特定給食施設※1(児童福祉施設、病院、社会福祉施設、事業所等)に対して、施設特性に応じた栄養効果の十分な給食が実施され、喫食者の健康増進が図られるよう、個別指導(来所、電話、巡回)及び集団指導として栄養管理講習会を年間6回行った。

給食施設数(表4-16)

年 度	総 数	学 校	病 院	介護老人保健施設	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	矯正施設	寄 宿 舎	事 業 所	給食センター	そ の 他
27	379	113	39	7	55	100	12	1	14	27	—	11
28	389	118	39	8	40	102	12	1	16	27	—	26

※1 特定給食施設とは(健康増進法第20条第1項、健康増進法施行規則第5条)

特定給食施設とは、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。施行規則においては、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。

上記の特定給食施設に該当しない施設についても、「その他の給食施設」として特定給食施設に準じて指導及び助言等を行っている。

(上表の給食施設数は特定給食施設とその他の施設を合わせた数値を計上)

給食施設指導状況（表４－１７）

年 度	種 別	区 分	総 数	特定給食施設		その他の給食施設
				1 回100食以上又は1 日250食以上	1 回300食以上又は1 日750食以上	1 回100食未満又は1 日250食未満
27	総 数	個別指導延べ施設数	352	212	46	94
		(再掲)巡回指導	5	3	0	2
		集団指導 実施回数	6	・	・	・
		延べ施設数	357	208	33	116
28	総 数	個別指導延べ施設数	492	284	79	129
		(再掲)巡回指導	46	29	10	7
		集団指導 実施回数	6	・	・	・
		延べ施設数	428	258	34	136

栄養管理講習会実施状況（表４－１８）

	開催日	対象	テ ー マ	講 師 名	参 加 施設数	参 加 人 数
1	平成 28 年 5 月 20 日	全給食施設	①食中毒予防の最新情報 ②第 2 期食育推進計画の概要 ③給食施設の栄養管理	①保健所食品衛生監視員 ②保健所保健師 ③保健所管理栄養士	93	96
2	5 月 26 日				75	82
3	7 月 22 日	経験 5 年未満の管理栄養士・栄養士	新任栄養士が身につけたい 栄養管理について	保健所管理栄養士	31	34
4	10 月 14 日	病院、老健、老人福祉施設等	リハビリテーション栄養	横浜市立大学附属市民総合 医療センター 診療講師 若林秀隆氏	36	45
5	11 月 7 日	児童福祉施設、幼稚園等	発育・発達を支える 乳幼児期の食支援	東洋大学 ライフデザイン学部 非常勤講師 太田百合子氏	57	58
6	平成 29 年 1 月 23 日	全給食施設	災害の危機管理体制	日清医療食品株式会社 阿南道也氏	92	98
7	3 月 7 日	児童福祉施設、幼稚園等	献立作成のポイント	保健所管理栄養士	49	53

(1 2) 栄養表示食品基準等普及促進事業

飲食店や食品業者に対して随時、栄養成分表示等について普及・指導を行った。また、食品表示基準制度及び特別用途食品表示許可制度に基づく食品についての指導を実施した。

栄養表示・飲食店指導（表 4－1 9）

年 度	区 分	業 者 指 導（件数）	
		飲食店等	食品関係業者等
27	個別指導延べ施設数	133	7
	(再掲)巡回指導	43	2
	集団指導 実施回数 延べ施設数	1 392	— —
28	個別指導延べ施設数	—	45
	(再掲)巡回指導	—	1
	集団指導 実施回数 延べ施設数	1 39	— —

収去検査（表 4－2 0）

年 度	検査種類	検体数	良	不良	備考
27	栄養成分表示	0	0	—	
	栄養機能食品	0	0	—	
28	栄養成分表示	5	5	—	
	栄養機能食品	2	2	—	

5 動物衛生

(1) 狂犬病予防

狂犬病予防のために、犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事業を実施し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた取り組みとして、動物飼養にかかわる指導、相談、苦情対応及び犬・猫等の引取り、保護収容を実施した。

犬の登録と狂犬病予防注射（表５－１）

年度	鑑札交付数	年度末登録数	注射済票交付数
27	2,243	29,660	22,858
28	2,298	29,476	22,615

* 鑑札交付数には再交付及び交換を含み、注射済票交付数には再交付を含む。

犬の捕獲・収容及び犬・猫の引取り等（表５－２）

年度	合計				犬の捕獲 収容頭数			引取り頭数										負傷動物収容頭数							
	飼い主から							拾得者から																	
	犬	猫	その他	計	成犬	子犬	犬			猫			犬			猫			犬			猫			その他
							計	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計	成犬	子犬	計	成猫	子猫	計	成犬	子犬	計	成猫	子猫	
27	57	74	0	6	6	0	3	3	0	0	0	0	45	45	0	33	0	33	3	3	0	41	32	9	0
28	55	87	0	3	3	0	5	5	0	0	0	0	45	45	0	50	0	50	2	2	0	37	28	9	0

犬・猫の返還、譲渡、殺処分（表５－３）

年度	合計			返還頭数							譲渡頭数							殺処分頭数						
	犬	猫	その他	犬			猫			その他	犬			猫			その他	犬			猫			その他
				計	成犬	子犬	計	成猫	子猫		計	成犬	子犬	計	成猫	子猫		計	成犬	子犬	計	成猫	子猫	
27	60	73	0	36	36	0	0	0	0	0	21	21	0	12	1	11	0	3	3	0	61	30	31	0
28	56	88	0	38	38	0	2	1	1	0	16	16	0	32	0	32	0	2	2	0	54	28	26	0

動物による事故及び苦情件数（表５－４）

年度	動物による事故				苦情相談等処理件数																
	犬		その他		犬								猫							その他	
	犬数	被害者数	動物数	被害者数	総数	内訳							総数	内訳							
						放浪	拾得	負傷	放し飼い	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他	拾得	負傷	汚物・汚水	悪臭	鳴き声		その他
27	18	18	—	—	228	10	55	2	21	26	9	42	63	222	36	32	31	8	2	113	18
28	19	21	—	—	170	12	55	6	9	14	0	33	41	235	4	40	33	11	4	143	13

（２）動物愛護教育及び普及啓発

適正飼養の普及啓発としての講演会や、八王子市動物愛護推進員による、小学生低学年を対象にした動物愛護教育である「いのちの教育」を実施。また、動物愛護推進員の活動に対する協議や動物衛生業務に関して総合的な見地から意見聴取を行う八王子市動物愛護推進協議会を開催した。

普及啓発事業実施回数（表５－５）

年度	適正飼養講習会	動物教室	地域猫説明会	七国公園ドックラン 利用登録申込者説明会
27	1	3	1	1
28	1	6	1	15

八王子市動物愛護推進協議会（表５－６）

委 員	9 人
協議会開催	2 回

（３）飼い主のいない猫（野良猫）対策

飼い主のいない猫に関する問題に対応するため、「飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度」を実施した。

飼い主のいない猫（野良猫）の不妊去勢手術助成金制度交付実績（表５－７）

区分	単価	平成 27 年度		平成 28 年度	
		件数	助成金	件数	助成金
不妊手術 (めす猫)	5,000 円	326	1,630,000	273	1,365,000
去勢手術 (おす猫)	3,000 円	272	816,000	256	768,000
計		598	2,446,000	529	2,133,000

